

裾野訪問看護ステーション運営規程

(介護予防訪問看護事業を含む)

第1条 (事業の目的)

- 1 医療法人社団真仁会が設置する、裾野訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護事業及び、指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、病気やケガなどにより家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が、指定訪問看護及び、指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

- 1 ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援する。
- 2 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、関係市町村地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 (事業の運営)

- 1 ステーションがこの事業を運営するにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
- 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの看護師等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によらないものとする。

第4条 (事業所の名称及び所在地)

- 1 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 裾野訪問看護ステーション
 - (2) 所在地 静岡県裾野市久根 537 番地の 2

第5条 (従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 1 ステーションに勤務する従業者の員数及び職務の内容は次のとおりとする。

ただし、介護保険法等関連法規に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができるものとする。

 - (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1 名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業運営が行われるように管理・統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
 - (2) 看護職員：保健師、看護師、准看護師

常勤換算 2.5 人以上（内 1 名は常勤とし、管理者含む）

看護職員は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護を担当する。

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：必要に応じて雇用し配置する。

訪問看護の範疇でリハビリテーションを担当する。

第6条 （営業日及び営業時間）

1 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び 12 月 30 日午後から 1 月 3 日までを除く。

(2) 営業時間：午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分までとする。

(3) 緊急対応体制：24 時間常時、電話等による連絡・相談が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

第7条 （訪問看護の提供方法）

1 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

(1) 訪問看護の利用希望者が、かかりつけ医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、訪問看護計画を作成し、訪問看護を実施する。

(2) 利用希望者または家族から、ステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるように助言する。

(3) ステーションは、介護保険利用者にあつては、居宅介護支援事業者又は、地域包括支援センターの作成した居宅サービス計画書（又は介護予防サービス計画書）利用者の希望、主治医の訪問看護指示、および看護師等のアセスメントに基づき、訪問看護計画又は、介護予防訪問看護計画を作成して利用者に提供し訪問看護を実施する。

(4) 利用希望者に主治医がない場合は、ステーションから、医師会に主治医の選定を依頼する。

(5) 護訪問看護の提供に際しては、居宅介護支援事業所及び、市町村の地域包括支援センターとの連携を図る。

第8条 （訪問看護の内容）

1 訪問看護の内容は次のとおりとする。

(1) 病状・障害・日常生活の状態や観察・療養環境のアセスメント

(2) 清拭・入浴・洗髪などによる清潔の保持

(3) 食事および口腔ケア・排泄等療養生活の支援

(4) 褥瘡の予防・処置

(5) 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション

(6) ターミナル期の看護

(7) 認知症・精神障害者の看護

(8) 療養生活や介護方法の指導・相談

- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置および検査等の補助
- (11) 日常生活用具の選択・使用方法の訓練
- (12) 住宅改修の相談・指導

第9条（通常の事業の実施地域）

- 1 通常の事業の実施地域は裾野市、長泉町、御殿場市、三島市、沼津市の区域とする。
但し、裾野：須山、長泉：竹原、御殿場：中山、三島：徳倉、沼津：大岡、等
事業所から 15km までを対象地域とする。

第10条（緊急時等における対応方法）

- 1 看護師等は、訪問看護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
- 2 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。
*急変時対応マニュアルに準じる。

第11条（利用料）

- 1 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし
当該訪問看護が、法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合
に応じた額とする。
- 2 9条に定める通常の事業の実施地域をこえて行う訪問看護に要した交通費は、その
実費を徴収する。

事業実施地域以外の場合（1回の訪問につき）自動車を使用した場合

事業の実施地域を越えた地点からの距離	金額
5 km未満	300円
5 km以上10 km未満	500円

公共交通機関を使用した場合には実費とする。

- 3 訪問看護の提供以外のサービスに要する費用
- (1)日常生活上必要とする介護用品・衛生材料を使用した場合には実費とする。
 - (2)訪問看護と連続して行われた死後の処置料 10,000円
 - (3)その他 キャンセル料は、当事業所の規程に準じる。
- 4 ステーションは、基本利用料として介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。また、利用者や家族に対し、費用の内容及び金額については別途定める料金表によって説明を行い、同意を得るものとする。
- 5 ステーションは、利用者より基本料金料、その他の利用料の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書、領収書を交付する。

第12条 （事故発生時の対応）

1 基本姿勢

- (1) 「ヒヤリ・ハット」した事項や、事故は事柄の大小にかかわらず事項を報告する。
- (2) 事故発生時には、まず利用者の状態を的確にアセスメントし、適切な処置を講ずることを第一とする。

2 発生時の対応

- (1) 訪問看護実施中に、利用者に病状の急変等が生じた場合には、速やかに主治医に連絡し、必要な処置を行う。連絡が困難な場合には、緊急搬送などの措置を講ずる。
- (2) 看護師等はステーションに、利用者及び家族の状態、発生時の状態、対応について報告する。
- (3) 必要時、管理者及び担当者が利用者宅に訪問し、具体的なステーション側の対応策を伝える。
- (4) 訪問看護事業賠償責任保険に加入し、事故発生時には保険会社に連絡する。
- (5) 事故が発生した場合は、市町村・担当介護支援事業者に連絡をする。
- (6) 報告書に記録し、2年間保管する。

第13条 （虐待の防止に関する事項）

- (1) ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、担当者を置いて委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施など必要な措置を講じる。
- (2) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する

第14条 （苦情処理）

- 1 利用者又はその家族は、提供した訪問看護に関する苦情がある場合は、いつでも別紙重要事項説明書に記載されている、苦情相談担当窓口で苦情を申し立てることができる。苦情が申し立てられた時に、これを理由として、利用者に対して一切の差別待遇をしない。

第15条 （衛生管理）

- 1 ステーションの管理者は、当該ステーションの設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

第16条 （秘密保持）

- 1 看護師等は、訪問看護を提供するうえで知り得た、利用者及び、その家族の秘密を保持する。
- 2 看護師等は、サービス担当者会議などにおいて、利用者及び、その家族の個人情報を提供する場合は、事前に同意を得る。
- 3 看護師等は、退職後も在職中に知り得た利用者及び、その家族の秘密を守ることを義務とする。

第17条（その他運営についての留意事項）

- 1 ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため研究・研修の機会を設け、また業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年に6回以上
- 2 ステーションは、訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護完結の日から2年間保管するものとする。
- 3 ステーションは、事業計画及び財務内容に関する資料の閲覧希望があった場合、提示しなければならない。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団真仁会とステーション管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成11年8月1日から施行する。

平成11年8月1日から施行したものを平成12年4月1日一部改定する。

平成18年4月1日一部改定施行する。

平成19年4月1日一部改定施行する。

平成20年1月1日一部改定施行する。

平成21年8月1日一部改定施行する。

平成24年4月1日一部改定施行する。

平成27年8月1日一部改定施行する。

平成30年1月1日一部改定施行する。

令和5年4月1日一部改定施行する。

令和6年4月1日一部改定施行する。